

平成 24 年度税制改正に関する基本的考え方

平成 23 年 12 月 8 日
公明党税制調査会

税制の抜本改革に向けて

社会保障のあるべき姿を早急に示せ

我が国は、少子高齢化と人口減少社会への対応、特に安心の社会保障の確立が急がれている。

国民の安心安全にとって欠かせない持続可能な社会保障の確立は、安定した財源の確保を含めて急務の課題であり、社会保障のあるべき姿を早急に国民に示し、その上で、社会保障と税の一体改革を進めていくことが求められている。

しかし、民主党政権は、すでに 2 年が経過したものの、依然として年金、医療、介護、子育て支援などの社会保障のあるべき姿、特に、年金制度の抜本改革の具体案はまったく白紙のままであり、まさに無責任極まりない姿勢であると断じざるを得ない。

そうした状況を放置しつつ、野田総理は、09 年の衆院選で「消費税は 4 年間上げない」とした公約を棚上げにし、「消費税増税ありき」の負担論を先行させていることは、国民との契約違反であり、到底容認できるものではない。

まずは、政府・民主党は、社会保障のあるべき姿を早急に示すべきである。

公明党は、昨年 12 月 18 日に「新しい福祉社会ビジョン」（中間取りまとめ）を発表し、具体的な社会保障のあるべき姿を提示しているところである。

税制の抜本改革の基本方針

税制の抜本改革の実施・検討にあたっては、平成 21 年所得税法附則第 104 条や「中期プログラム」に示された方向性に沿って検討するとともに、特に、社会保障のあるべき姿の具体化はもちろん、不断の行政改革の推進・歳出の無駄の排除の徹底を図るとともに、景気経済状況を十分に踏まえて対応しなければならない。

民主党は、平成 23 年度税制改正において、所得課税関係の人的控除や相続税の見直しなど、抜本改革と称しつつも、その実は単に民主党マニフェストの財源の整合性を取るためだけに、その一部のみを先食い的に実施しようとした（結果として、民主、自民、公明の三党による法案修正で削除し、実施に至らなかった）。

公明党は、平成 23 年度税制改正事項の中で積み残した課題については、基本的に消費税を含む税制の抜本改革において、税体系全般の整合性を図りつつ検討すべきであり、11 月 10 日の民主・自民・公明の三党による「税制関係協議結果」に基づき、適切に対応する。

平成 24 年度税制改正について

1. 総論

日本を取り巻く環境は、欧州における財政債務問題をはじめとする世界経済の混迷、デフレ経済の長期化、超円高水準での高止まりなど、決して楽観できる状況にない。また、東日本大震災からの復旧・復興への取り組みも最重要の課題である。

まさに日本は、内外から厳しい課題を突きつけられており、税制面でも政府が総力を挙げて事態を打開していかなければならない。

よって、家計、企業、農林水産業など日本の潜在的な成長を引き出すための経済財政運営を引き続き講じていくべきであり、租特等の政策税制をはじめ、きめ細かく対応すべきである。

2. 各論

◆自動車関係諸税

自動車関係諸税については、「簡素化」「グリーン化」「負担の軽減」の観点から、取得、保有、走行の各段階における複数課税を見直すべきである。

具体的には、

① 取得時課税である自動車取得税は、消費税を含む税制の抜本改革と併せ、廃止する。

② 保有時課税である自動車重量税と自動車税を統合し、軽減する。

ただし、①②を実施する場合、地方財政に影響が出ないように配慮すべきである。

また、環境対応車に係るエコカー減税については、地球温暖化対策の推進や地域経済の活性化の観点から延長・拡充すべきである。延長・拡充にあたっては、環境性能の更なる向上を図るため、よりメリハリの効いた負担軽減の仕組みとすべきである。

◆福島特別立法関連税制

復興特区制度に係る課税の特例措置を福島県の全地方公共団体に適用するとともに、特例措置のさらなる拡充を行なう。

◆沖繩関係税制

来年度末に期限が切れる沖繩振興特別措置法にかわる新たな法制度の制定にあわせ、特に国際物流拠点産業集積地域（仮称）の創設などを含め、沖繩県からの要望を十分に踏まえつつ、沖繩振興に資する税制措置を適切に講じるべきである。

◆住宅関連税制

新築住宅に係る固定資産税の減額措置を延長する。また、住宅取得等に係る贈与税の非課税措置を延長・拡充する。

◆固定資産税

固定資産税の住宅用地特例については維持すべきである。また現在の国内における経済状況等を鑑み、急激な負担増を避けるために、固定資産税の負担調整措置等については延長すべきである。

◆研究開発税制

イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化するために、研究開発税制を延長する。

また、中小企業の設備投資を活性化するため、対象設備を拡充した上で、中小企業投資促進税制を延長する。

◆原料用途免税

我が国の基盤産業における国際的なイコルフットィングと国際競争力を確保するため、ナフサ（石化製品製造用）、石炭（鉄鋼、セメント等の製造用）の原料用途免税等の恒久化もしくは大幅延長の措置を講じる。

◆軽油引取税

農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置を恒久化する。

◆石油石炭税（A重油関連）

農林漁業用A重油の免税・還付措置を恒久化する。

◆地球温暖化対策のための税

平成23年度税制改正で積み残しとなった「地球温暖化対策のための税」は、温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの導入推進、吸収源対策の充実等を図る観点から、導入の方向で検討すべきである。

なお、地球温暖化対策のための税を導入する場合は、今後、現在見直し

進められているエネルギー政策全般の中での税の位置づけを検討する必要がある。

◆たばこ税のあり方について

たばこ税のあり方について、国民の健康増進等の観点から総合的に検討すべきである。その上で、たばこ税の負担水準を見直す際には、葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響を十分勘案すべきである。

3. その他の政策税制等

下記の重点項目について、平成 24 年度税制改正において、適切に対応すべきである。

<重点項目>

- 東日本大震災からの復興支援に資する信託活用のための税制措置
- 土地・住宅に係る不動産取得税の特例措置の延長
- 外航海運に係るトン数標準税制の拡充
- J R 三島会社の固定資産及び J R 三島会社・J R 貨物の承継資産に係る課税標準の特例措置の延長
- 社会保障診療報酬等に係る事業税の非課税措置の存続
- 林業経営の継続を確保するための相続税・贈与税の納税猶予制度の創設
- 農地等に係る贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付の特例等
- 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の新設など再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置
- 日本版レベニュー債の非課税債権化等
- 寄付金控除の年末調整の対象化の検討
- 博物館・図書館・幼稚園を設置する一般社団・一般財団法人に係る固定資産税等の非課税措置の導入
- 廃棄物処理業用設備に係る耐用年数の見直し
- 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持
- 貸倒引当金繰入限度額の割増特例（100 分の 116）の恒久化
- オンライン登記申請促進のための登録免許税の特別控除の継続及び拡充
- 土地売買による所有権移転登記の登録免許税の軽減措置の見直し
- たばこ税の都道府県に交付する制度の基準の引上げ及びたばこ税額を条件とする補助金等の禁止の見直し